

疑義照会簡素化プロトコルにおける合意書

多根総合病院と保険薬局名称：_____ は、多根総合病院院外処方箋における疑義照会の運用において、保険薬局の待ち時間の短縮及び処方医の負担軽減の観点から下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用に関しては、患者の不利益に結びつかないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

【記】

(1)院外処方箋における疑義照会の運用について

以下の項目については包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項目に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考: 薬剤師法第 23 条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

①残薬調整による処方箋内容の変更

- ・処方日数の変更(投与日数延長の場合は疑義照会で対応)
- ・外用薬の本数変更・削除も可能(本数追加は疑義照会で対応。ただしインスリンの針は除く)
- ・内服薬について削除依頼があった場合は日数を 1 日分とする(次回処方漏れ予防のため)

②一包化・粉碎・半割・混合指示の依頼や変更

- ・患者やその介護者等の同意または了承を得てから指示を変更してよい

③外用薬の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が不明な場合の変更

- ・患者面談により用法を変更してよい

④剤形変更や規格が複数ある医薬品の規格変更

- ・安定性、利便性の向上の場合
- ・アドヒアランスの向上が期待できる場合
- ・錠剤⇔散剤、パップ剤⇔テープ剤など可能

⑤処方日数の変更

- ・ビスホスホネート製剤の週 1 回または月 1 回製剤が他の連日投与の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化
- ・隔日投与などの処方薬が他の連日投与の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化

⑥添付文書と明らかに異なる用法の変更

- ・添付文書に準じた用法へ変更してよい
- ・漢方薬の「食後」については医師了解のもと処方されているため変更しない

⑦患者の同意または患者の了承を得てから同一成分の医薬品変更

- ・先発医薬品への変更も可能
- ・院外処方箋の「後発品変更不可」にチェックがあれば不可
- ・保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可

麻薬・抗悪性腫瘍剤は疑義照会簡素化の適応としない

